

「リモート取引参加者制度の導入について」（制度要綱）の一部変更について

平成21年1月29日  
株式会社東京証券取引所

当取引所は、平成20年9月30日に「リモート取引参加者制度の導入について」（制度要綱）を公表いたしました。当該制度要綱中の取引参加権の譲渡の取扱い等について一部変更したうえで、本年2月を目途に実施することとします。（変更の内容については「1. 変更の内容」のとおりとなります。）

今回の変更は、リモート取引参加者制度が金融商品取引法第60条第1項の許可を受けた外国証券業者を対象とすることから、諸外国の制度を踏まえて行うものです。

1. 変更の内容

【変更前：9月30日公表制度要綱】

項目	内容	備考
3. 取引資格の喪失 (5) 取引参加権の譲渡・譲受け	・ <u>取引参加権は、取引資格の喪失を申請したリモート取引参加者が取引資格を喪失すると同時に、その喪失を条件として取引資格を取得する取引所取引許可業者に対して、これを譲り渡すことができることとします。</u>	・ <u>取引参加権を取得すると、入会金の支払いが免除されます。</u>

【変更後】

項目	内容	備考
3. 取引資格の喪失 (5) 取引参加権の譲渡・譲受け	・ <u>リモート取引参加者は、取引参加権の譲渡・譲受けはできないこととします。</u>	・ <u>取引資格の取得申請者（取引所許可業者に限ります。）が取引資格を喪失するリモート取引参加者と実態に差異がないと当取引所が認めるときには、入会金の納入を要しないものとします。</u>

2. 実施時期（予定）

平成21年2月を目途とする。

以上